

一般廃棄物処理業許可証

住所 志布志市有明町伊崎田5686番地1
名称 大隅衛生企業 株式会社
代表者氏名 代表取締役 椿 井 敬 志
生年月日 昭和30年8月5日

令和7年3月19日付で申請のあった一般廃棄物処理業については、下記条件を付して許可する。

令和7年3月27日

大崎町長 東 靖 弘



記

- 種類 一般廃棄物収集運搬
- 取扱区域 大崎町内全域とする。
- 搬入場所 資源ごみ：(有)そおりサイクルセンター，(株)山崎紙源センター大隅営業所
一般ごみ：曾於南部厚生事務組合清掃センター
生ごみ等：(有)そおりサイクルセンター大崎有機工場
粗大ごみ：(有)そおりサイクルセンター，曾於南部厚生事務組合清掃センター
脱水汚泥：株式会社 山有(曾於市財部町)
- 許可期間 令和7年4月1日から
令和9年3月31日まで
- その他の条件
 - 職務遂行に当たっては、関係法令、条例の規定を守り、かつ町長の指示に従わなければならない。
 - 町長の承認を受けないで、権利義務を他人に譲渡してはならない。
 - 申請書及び添付書類の記載事項に変更があったときは、一般廃棄物処理業許可証を添えて、10日以内に町長に届けなければならない。
 - 毎月分の「ごみ処理状況報告書」を翌日の初めに提出すること。
 - 産業廃棄物の処理を行う場合は、県から処理施設の許可を受けること。

大隅衛生企業株式会社

代表取締役 梶井 敬志 様

志布志市長 下 平 晴 行



一般廃棄物処理業 (許可・更新許可・事業の範囲の変更許可) 証

令和7年3月17日付けで申請のあった一般廃棄物処理業の (許可・更新許可・事業の範囲の変更許可) については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号) 第7条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

記

事業所の所在地及び名称	鹿児島県志布志市有明町伊崎田5686番地1 大隅衛生企業株式会社 代表取締役 梶井 敬志
取扱廃棄物の種類	し尿及び浄化槽汚泥を除く一般廃棄物 (資源ごみ・生ごみ・粗大ごみ・一般ごみ・草木剪定枝・事業系ごみ)
収集・運搬・処分 の 別	収集運搬
区 域	志布志市全域
最終処分先	曾於南部厚生事務組合清掃センター 有限会社そおりサイクルセンター 有限会社そおりサイクルセンター松山有機工場 株式会社山崎紙源センター大隅営業所
許可の期間	令和7年4月1日 から 令和9年3月31日 まで
許可の条件	<p>1 業務遂行に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、志布志市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例 (平成18年志布志市条例第102号) 及び志布志市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例施行規則 (平成18年志布志市規則第71号) を遵守するとともに、市長の指示に従い、志布志市一般廃棄物処理基本計画に基づき、適正に処理すること。</p> <p>2 業務遂行に当たっては、従業者に従業者証を発行するとともに、常に従業者証を携帯させ、関係人の請求があったときは、これを提示させなければならない。</p> <p>3 毎月の業務実績を翌月の10日までに報告すること。</p>